官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二〇八）　二
〔その他告示〕
○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（国家公安委一五）　二
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産八八六）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四四五～四四七）　六
○地すべり防止区域を指定する件（同四四八～四五〇）　六
○海上における射撃試験を実施する件（防衛一三七、一三八）　六
○道路に関する件（北海道開発局五七）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委七）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一二）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一五）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委八六）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一一三）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委七一）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（宮崎県公安委四八）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣府　外務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配三九）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、金融商品取引業者の営業保証金に係る権利の実行の手続きに関する意見聴取会、待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可、登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一三

# 法規的告示

**○総務省告示第二百八号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月五日

総務大臣　村上誠一郎

㈠　政党

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動年月日 |
|---|---|---|
| 日本保守党 | 主たる事務所の所在地　旧　東京都千代田区麹町二―二―三一 | （令和）七、四、九 |
| | 新　東京都江東区門前仲町一―一一―七 | |

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| NHKから国民を守る党 | 立花　孝志 | 政治団体の名称 | （令和）七、五、一四 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 七、四、一八 |
| NHK党 | 立花　孝志 | 政治団体の名称 | 七、五、一四 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 七、四、一八 |
| チームみらい | 安野　貴博 | 政治団体の名称 | 七、四、三〇 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 東京都港区南麻布二―八―二一 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 七、五、八 |
| | | 公職の種類（第一号） | 参議院議員 |
| | | 公職の種類（第一号） | 参議院議員 |

# その他告示

**○国家公安委員会告示第十五号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の九第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年四月十七日付けをもって次のとおり模擬運転装置の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年六月五日

国家公安委員会委員長　坂井　学

| 型式認定番号 | 模擬運転装置の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　L25―1 | ホンダドライビングシミュレーター<br>ＤＢ型　Model　S<br>ＤＣ―ＭＦＤ00（危険を予測した運転） | 本田技研工業株式会社<br>東京都港区青山２丁目１番１号 |
| 交　L25―2 | ホンダドライビングシミュレーター<br>ＤＢ型　Model　S<br>ＤＣ―ＭＦＢ00（車両特性体験） | 本田技研工業株式会社<br>東京都港区青山２丁目１番１号 |
| 交　L25―3 | ホンダドライビングシミュレーター<br>ＤＢ型　Model　S<br>ＤＣ―ＭＦＮ00（夜間の運転体験） | 本田技研工業株式会社<br>東京都港区青山２丁目１番１号 |
| 交　L25―4 | ホンダドライビングシミュレーター<br>ＤＢ型　Model　S<br>ＤＣ―ＭＦＡ00（悪条件下での運転体験） | 本田技研工業株式会社<br>東京都港区青山２丁目１番１号 |

**○農林水産省告示第八百八十六号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年六月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 |
|---|---|---|---|
| Calibrachoa Cerv. | KLECA25904 | Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG<br>Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany | 第37898号<br>令和７年２月27日 |
| 〃 | KLECA24A02 | 〃 | 第37899号<br>令和７年２月27日 |
| 〃 | KLECA24954 | 〃 | 第37900号<br>令和７年２月27日 |
| 〃 | KLECA24974 | 〃 | 第37901号<br>令和７年２月27日 |
| 〃 | KLECA24993 | 〃 | 第37902号<br>令和７年２月27日 |
| Catharanthus roseus (L.) G. Don | Suncath 803 | サントリーフラワーズ株式会社<br>東京都港区芝四丁目17番５号 | 第37903号<br>令和７年２月27日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〃 | Suncath 783 | 〃 | 第37904号<br>令和７年２月27日 |
| 〃 | Suncath 842 | 〃 | 第37905号<br>令和７年２月27日 |
| Citrus L. | 津之光（つのひかり） | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37867号<br>令和７年２月３日 |
| 〃 | さきめき | 〃 | 第37868号<br>令和７年２月３日 |
| 〃 | 早生湘南ゴールド（わせしょうなんゴールド） | 真子正史<br>神奈川県小田原市東町５―４―25 | 第37871号<br>令和７年２月４日 |
| Cymbidium Sw. | ムーンシャワー | 株式会社河野メリクロン<br>徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１ | 第37799号<br>令和６年12月25日 |
| Dahlia Cav. | MYDAH062 | 株式会社ミヨシ<br>東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号 | 第37908号<br>令和７年２月28日 |
| Fagopyrum esculentum Moench | はるかみどり | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37873号<br>令和７年２月５日 |
| Fragaria L. | 夕かぐや（ゆうかぐや） | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１<br>株式会社オーレックホールディングス<br>福岡県八女郡広川町大字日吉548番地の22 | 第37886号<br>令和７年２月19日 |
| 〃 | ののか | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37887号<br>令和７年２月19日 |
| Hordeum vulgare L. | とよのひすい | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１<br>ヤクルトヘルスフーズ株式会社<br>大分県豊後高田市西真玉3499―５ | 第37897号<br>令和７年２月27日 |
| Lentinula edodes (Berk.) Pegler | 七河（ななかわ）2901 | Shandong Qihe Biotechnology Co., Ltd.<br>No.496, Songling West Road, Zichuan Economic Development Zone, Zibo City, Shandong Province, China | 第37876号<br>令和７年２月12日 |
| Limonium Mill. | カリブライトブルー | 住化農業資材株式会社<br>大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号 | 第37830号<br>令和７年１月15日 |
| Miscanthus Andersson | HI-1 | 株式会社アイシン<br>愛知県刈谷市朝日町２丁目１番地<br>国立大学法人北海道大学<br>北海道札幌市北区北八条西五丁目 | 第37896号<br>令和７年２月26日 |
| Oryza sativa L. | ふくほっぺ | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37907号<br>令和７年２月27日 |
| Petunia Juss. | ヴァルゴ　ハーフル | 松原肇<br>群馬県伊勢崎市国定町一丁目277番地３ | 第37893号<br>令和７年２月25日 |
| Physocarpus (Cambess.) Maxim. | Panther | Bert Verhoef Beheer B.V.<br>Burgemeester Smitweg 37, 2391NE Hazerswoude-Dorp, The Netherlands | 第37820号<br>令和７年１月７日 |
| Raphanus sativus L. | 南九（なんきゅう）　パープル№1号（ごう） | 学校法人南九州学園<br>宮崎県宮崎市霧島５丁目１―２ | 第37894号<br>令和７年２月25日 |
| 〃 | 南九（なんきゅう）　スプール№7号（ごう） | 〃 | 第37895号<br>令和７年２月25日 |
| Vitis L. | マスカットシラガイ | 学校法人加計学園<br>岡山県岡山市北区理大町１―１<br>倉敷市<br>岡山県倉敷市西中新田640 | 第37790号<br>令和６年12月10日 |
| 〃 | ブリラニーナ | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37869号<br>令和７年２月３日 |

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 | 指定国 | 輸出する行為を制限する旨 |
|---|---|---|---|---|---|
| Calibrachoa Cerv. | KLECA25904 | Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG<br>Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany | 第37898号<br>令和７年２月27日 | なし | 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。 |
| 〃 | KLECA24A02 | 〃 | 第37899号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | KLECA24954 | 〃 | 第37900号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | KLECA24974 | 〃 | 第37901号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | KLECA24993 | 〃 | 第37902号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| Catharanthus roseus (L.) G. Don | Suncath 803 | サントリーフラワーズ株式会社<br>東京都港区芝四丁目17番５号 | 第37903号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Suncath 783 | 〃 | 第37904号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Suncath 842 | 〃 | 第37905号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| Citrus L. | 津之光（つのひかり） | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37867号<br>令和７年２月３日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | さきめき | 〃 | 第37868号<br>令和７年２月３日 | 〃 | 〃 |
| Dahlia Cav. | MYDAH062 | 株式会社ミヨシ<br>東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号 | 第37908号<br>令和７年２月28日 | 〃 | 〃 |
| Fagopyrum esculentum Moench | はるかみどり | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37873号<br>令和７年２月５日 | 〃 | 〃 |
| Fragaria L. | 夕（ゆう）かぐや | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１<br>株式会社オーレックホールディングス<br>福岡県八女郡広川町大字日吉548番地の22 | 第37886号<br>令和７年２月19日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | ののか | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37887号<br>令和７年２月19日 | 〃 | 〃 |
| Hordeum vulgare L. | とよのひすい | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１<br>ヤクルトヘルスフーズ株式会社<br>大分県豊後高田市西真玉3499―５ | 第37897号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Limonium Mill. | カリブライトブルー | 住化農業資材株式会社<br>大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号 | 第37830号<br>令和７年１月15日 | 〃 | 〃 |
| Oryza sativa L. | ふくほっぺ | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37907号<br>令和７年２月27日 | 〃 | 〃 |
| Raphanus sativus L. | 南九（なんきゅう）　パープル<br>No.1号（ごう） | 学校法人南九州学園<br>宮崎県宮崎市霧島５丁目１－２ | 第37894号<br>令和７年２月25日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 南九（なんきゅう）　スプール<br>No.7号（ごう） | 〃 | 第37895号<br>令和７年２月25日 | 〃 | 〃 |
| Vitis L. | ブリラニーナ | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第37869号<br>令和７年２月３日 | 〃 | 〃 |

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 | 指定地域 | 生産する行為を制限する旨 |
|---|---|---|---|---|---|
| Raphanus sativus L. | 南九（なんきゅう）　パープル<br>No.1号（ごう） | 学校法人南九州学園<br>宮崎県宮崎市霧島５丁目１－２ | 第37894号<br>令和７年２月25日 | 宮崎県 | 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。 |
| 〃 | 南九（なんきゅう）　スプール<br>No.7号（ごう） | 〃 | 第37895号<br>令和７年２月25日 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第四百四十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

逢初川

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県熱海市伊豆山の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点と三十七点を令和三年国土交通省告示第千四百九十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、三十七点と三十八点を令和五年国土交通省告示第八百九十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び一点と三十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 35°06′59.8777″ | 139°04′43.7804″ |
| 2 | 35°06′59.7916″ | 139°04′43.7973″ |
| 3 | 35°06′59.7717″ | 139°04′43.7510″ |
| 4 | 35°06′59.6622″ | 139°04′43.5360″ |
| 5 | 35°06′59.5268″ | 139°04′43.3455″ |
| 6 | 35°06′59.4055″ | 139°04′43.1973″ |
| 7 | 35°06′59.2502″ | 139°04′42.9990″ |
| 8 | 35°06′59.1683″ | 139°04′42.9702″ |
| 9 | 35°06′59.1000″ | 139°04′42.9401″ |
| 10 | 35°06′58.9228″ | 139°04′42.8682″ |
| 11 | 35°06′58.6149″ | 139°04′42.7432″ |
| 12 | 35°06′58.3149″ | 139°04′42.5914″ |
| 13 | 35°06′58.1138″ | 139°04′42.4498″ |
| 14 | 35°06′57.9490″ | 139°04′42.3352″ |
| 15 | 35°06′57.8200″ | 139°04′42.1678″ |
| 16 | 35°06′57.7429″ | 139°04′41.9908″ |
| 17 | 35°06′57.6986″ | 139°04′41.7393″ |
| 18 | 35°06′57.6951″ | 139°04′41.3497″ |
| 19 | 35°06′57.6692″ | 139°04′41.2120″ |
| 20 | 35°06′57.6163″ | 139°04′41.1048″ |
| 21 | 35°06′57.5378″ | 139°04′41.0132″ |
| 22 | 35°06′57.4389″ | 139°04′40.9570″ |
| 23 | 35°06′57.3802″ | 139°04′40.9187″ |
| 24 | 35°06′57.4420″ | 139°04′40.6430″ |
| 25 | 35°06′57.5050″ | 139°04′40.6618″ |
| 26 | 35°06′57.6745″ | 139°04′40.7628″ |
| 27 | 35°06′57.8137″ | 139°04′40.9167″ |
| 28 | 35°06′57.9142″ | 139°04′41.0991″ |
| 29 | 35°06′57.9394″ | 139°04′41.3427″ |
| 30 | 35°06′58.0235″ | 139°04′41.6214″ |
| 31 | 35°06′58.1923″ | 139°04′41.5528″ |
| 32 | 35°06′58.1082″ | 139°04′41.2564″ |
| 33 | 35°06′58.2340″ | 139°04′41.2036″ |
| 34 | 35°06′58.5641″ | 139°04′41.0387″ |
| 35 | 35°06′59.0366″ | 139°04′40.9969″ |
| 36 | 35°07′01.3192″ | 139°04′40.9293″ |
| 37 | 35°06′59.8273″ | 139°04′42.8890″ |
| 38 | 35°06′59.9732″ | 139°04′43.8553″ |

**○国土交通省告示第四百四十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大芦川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　栃木県鹿沼市草久
　　字沢端　　二二六六番二　一号
　　二二六六番八　二号
　　二二六四番三　三号
　　字森ノ下　　五三七四番二　四号
　　地先無番地　　五三七四番一　五号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から十三号までを順次結んだ線及び標柱六号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　栃木県鹿沼市草久
　　字須部ケ沢　　三二二九番　六号
　　地先河川敷　　三二二九番　十一号から十三号まで
　　字下大谷　　五三一五番　七号
　　字下出　　五四〇四番　八号
　　二三五六番　九号
　　地先水路敷　　二三五五番　十号

**○国土交通省告示第四百四十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　秋月川
二　砂防法第二条の土地の表示
　広島県江田島市江田島町の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 34°13′09.8618″ | 132°29′12.7537″ |
| 2 | 34°13′09.4801″ | 132°29′12.2789″ |
| 3 | 34°13′09.5959″ | 132°29′11.8037″ |
| 4 | 34°13′08.8938″ | 132°29′10.8803″ |
| 5 | 34°13′10.3795″ | 132°29′07.0813″ |
| 6 | 34°13′15.0384″ | 132°29′04.0913″ |
| 7 | 34°13′17.1703″ | 132°29′06.1013″ |
| 8 | 34°13′16.8621″ | 132°29′06.8605″ |
| 9 | 34°13′15.5238″ | 132°29′05.9112″ |
| 10 | 34°13′11.2020″ | 132°29′08.0411″ |
| 11 | 34°13′12.3055″ | 132°29′09.7304″ |
| 12 | 34°13′12.4354″ | 132°29′10.2995″ |
| 13 | 34°13′12.2413″ | 132°29′11.3858″ |
| 14 | 34°13′11.1305″ | 132°29′12.3390″ |

**○国土交通省告示第四百四十八号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　佐賀県岳坂地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を提川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線、標柱一号と五号を昭和五十六年建設省告示第五百六十五号で指定した梅岩地すべり防止区域の境界線及び市道提川～笠椎線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
　佐賀県伊万里市松浦町提川
　　字中ノ間　　一一九五番一　一号
　　字坂口　　二四九二番一　二号
　　字西岳　　二七五二番一　三号
　　二七七五番八　四号
　　字東岳　　九二三番一　五号

**○国土交通省告示第四百四十九号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　大分県畑倉地すべり防止区域
　大分県由布市湯布院町川西の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線、五点と六点を上津々良川左岸官民地境界線に沿って結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 33°14′29.8439″ | 131°18′15.8544″ |
| 2 | 33°14′32.7181″ | 131°18′22.2665″ |
| 3 | 33°14′27.0627″ | 131°18′24.3826″ |
| 4 | 33°14′23.2702″ | 131°18′36.4285″ |
| 5 | 33°14′21.0803″ | 131°18′38.2098″ |
| 6 | 33°14′24.0925″ | 131°18′17.9207″ |

**○国土交通省告示第四百五十号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　埼玉県関堀地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた区域
　埼玉県比企郡ときがわ町大字馬場
　　字霧ケ谷　　二三七番　　一号から三号まで
　埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀
　　字愛宕山　　三二七番二七　　四号から八号まで及び二十二号から二十八号まで
　　三二三番　　九号、十号及び十二号
　　地先道路敷　　十一号及び十三号から十五号まで
　　三二三番　　十六号及び十七号
　　三二七番二二　　十八号から二十一号まで
　　三二七番三一

**○防衛省告示第百三十七号**

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和七年六月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月九日から七月二十五日までのうち四日以内、〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ケ)までの九地点を順次結んだ線により囲まれる海面
　(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度十六分四八秒
　(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
　(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
　(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
　(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
　(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
　(キ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
　(ク)　北緯三四度一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
　(ケ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦十隻、航空機一機
その他　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百三十八号**

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和七年六月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月九日から七月二十五日までのうち七日以内、〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　八丈島南東の次の(ア)を中心とする半径二五海里
　(ア)　北緯三一度一四分一四秒　東経一四四度二六分四八秒
実施艦　自衛艦二隻、航空機一機
その他　一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○北海道開発局告示第五十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 北海道虻田郡喜茂別町字川上八〇番一地先から同町字川上八一番地先まで | 前 | 二五・三メートル |
| | 後 | 四・〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

**○岐阜県公安委員会告示第七号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十一月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十一月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

**○愛知県公安委員会告示第十二号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

**○三重県公安委員会告示第十五号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

**○京都府公安委員会告示第八十六号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

**○兵庫県公安委員会告示第百十三号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

**○岡山県公安委員会告示第七十一号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

**○宮崎県公安委員会告示第四十八号**

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

宮崎県公安委員会委員長　島津　久友

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和七年六月七日まで

変更後

指定の期限　令和七年九月七日まで

# 国会事項

## 衆議院

**情報監視審査会報告書提出**

六月三日会長から令和六年年次報告書を議長に提出した。

**法律公布奏上及び通知**

六月三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

**議案送付**

六月三日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

**議案通知**

六月三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

**質問書提出**

六月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問主意書（阿部知子提出）

技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問主意書（阿部知子提出）

再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問主意書（河村たかし提出）

博士人材の育成と活用に関する質問主意書（藤原規眞提出）

外国人に対する生活保護廃止に関する質問主意書（竹上裕子提出）

**答弁書受領**

六月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ＩＣＴ活用の整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出米の価格高騰対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問に対する答弁書

**報告書及び文書受領**

六月三日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業施策」についての文書

又同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長永野厚郎から、次の報告書を受領した。

公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和六年度公害等調整委員会年次報告書

## 参議院

**議事日程**

六月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

令和七年六月四日（水曜日）

午前十時開議

第一　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆議院提出）

**議案提出**

六月三日衆議院から次の議案が提出された。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第三七号）

**通知書受領**

六月三日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

**質問主意書提出**

六月三日議員から次の質問主意書が提出された。

晴海フラッグにおける投資目的の不動産購入の実態に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三七号）

晴海フラッグにおける外国人や外国法人による不動産の集中的取得の実態に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三八号）

晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一三九号）

晴海フラッグ周辺における白タク行為の実態及びライドシェア制度導入の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四〇号）

世界平和統一家庭連合に対する解散命令請求の解釈変更プロセス及び議事録公開に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四一号）

管理不全・住民不在マンションへの制度的対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一四二号）

**答弁書受領**

六月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問に対する答弁書（第一二六号）

参議院議員浜田聡提出赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問に対する答弁書（第一二七号）

参議院議員浜田聡提出「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問に対する答弁書（第一二八号）

参議院議員浜田聡提出選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問に対する答弁書（第一二九号）

参議院議員川田龍平提出ＣＦＤ取引に関する質問に対する答弁書（第一三〇号）

**報告書提出**

六月三日委員長から次の報告書を提出した。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）審査報告書

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第三三号）審査報告書

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第三四号）審査報告書

**報告書及び文書受領**

六月三日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和六年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

# 人事異動

## 内閣

デジタル大臣　平　将明
内閣府副大臣　瀬戸　隆一
外務副大臣　藤井比早之
経済産業副大臣　大串　正樹
総務大臣政務官　川崎　秀人
（川崎ひでと）

二千二十五年経済協力開発機構閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は令和七年六月十八日までとする（各通）（六月三日）

## 内閣府

（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長）文部科学事務官　郷家　康徳

内閣府事務官（日本学術会議事務局参事官（審議第一担当））内閣府事務官　根来　恭子

文部科学省に出向させる（以上五月一日）

（参事官（企画・国際担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））内閣府技官　吉田　大

参事官（地域充実化担当）（政策統括官（原子力防災担当）付）に配置換する

（参事官（総括担当）（政策統括官（原子力防災担当）付））同　児玉　智

参事官（総合調整・訓練担当）（政策統括官（原子力防災担当）付）の併任を解除する

参事官（訓練・人材育成担当）（政策統括官（原子力防災担当）付）に併任する（以上六月一日）

農林水産大臣　小泉進次郎

中央防災会議委員に任命する（五月二十一日）

農林水産大臣　小泉進次郎

公害対策会議委員に任命する（五月二十八日）

農林水産大臣　小泉進次郎

高齢社会対策会議委員に任命する

同　小泉進次郎

中央交通安全対策会議委員に任命する（以上五月二十九日）

侍従　伊藤　温秀

願に依り本官を免ずる（五月三十一日）

藤田　有祐

侍従に任命する（六月一日）

## 外務省

（バルバドス国駐箚）特命全権大使　宮坂　祐介

兼ねてアンティグア・バーブーダ国兼セントクリストファー・ネービス国ドミニカ国駐箚を命ずる

（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課地域調整官）外務事務官　小野　浩隆

在ダバオ日本国総領事館総領事に昇任させる

（大臣官房国際報道官）同　溝渕　将史

在シカゴ日本国総領事館総領事に転任させる（以上四月一日）

（トリニダード・トバゴ国兼グレナダ国スリナム国セントビンセント国セントルシア国駐箚）特命全権大使　梅澤　彰馬

兼ねてガイアナ国駐箚を命ずる（四月十一日）

（国際法局経済紛争処理課長）外務事務官　北川　剛史

大臣官房に配置換する

内閣官房に出向させる（併任）（四月二十一日）

（総合外交政策局人権人道課企画官）外務事務官　古本　建彦

総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長に昇任させる

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長）同　横田　直文

在フィリピン日本国大使館参事官に転任させる（以上四月三十日）

# 叙位・叙勲

**○叙位**

（静岡大学名誉教授）従四位に叙する　杉山　公男

中尾　勝　西澤　脩　林　昭武

正五位に叙する（各通）　前田小五郎

松井　千明

従五位に叙する（各通）

正八位　卜藏　良治

正六位に叙する（各通）

我妻　東二　上原　康守　太田　重喜

木村　保　久下　功　逆井　洋一

佐藤　哲雄　渋谷　智　住井　泰之

長谷川十九三　米倉　嗣仁

従六位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上四月二十八日）

（福井工業高等専門学校名誉教授）浦口　英二

従四位に叙する　加藤　寛敬

正五位に叙する

佐藤覚次郎　佐藤　正之　丸山　巖

従五位に叙する（各通）　清水　計雄　鈴木　千惠

関谷　巖　入江　俊英　山田　卓司

正六位に叙する（各通）

伊藤　侑　入江　啓之　桑田　博志

阪西　徹　佐々木　智　鳥海　隆

村松太治馬

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（以上四月二十九日）

東　幸法

正五位に叙する（各通）　田口富美夫　松本　敏郎

重歳　敏夫　高見澤俊雄

従五位に叙する（各通）　田村　進

小林　英夫　高田　久夫

正六位に叙する（各通）　千秋トシ子

芦田　昌純　荒井　尚美

小川　薫　北原　慶三　大場　忍

清水　隆夫　千葉　和雄　猿原　孝行

松岡　昭正　米田　征司　野木　安

従六位に叙する（各通）　佐々木周孝

正七位に叙する

（熊本県警察一般職員）　山瀬　雅晴

従七位に叙する（以上四月三十日）

**○叙勲**

上地　憲作　勝山　一美　松本　敏光

旭日単光章を授ける（各通）（四月二十八日）

梅木　良照　大澤　賢一　田中　邦明

旭日単光章を授ける（各通）（四月二十九日）

（静岡大学名誉教授）杉山　公男

瑞宝中綬章を授ける　林　昭武

瑞宝双光章を授ける　浦口　英二　佐藤　哲雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十八日）

（福井工業高等専門学校名誉教授）加藤　寛敬

瑞宝小綬章を授ける　入江　俊英　阪西　徹

關谷　巖　山田　卓司

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月二十九日）

松本　敏郎

瑞宝小綬章を授ける　小川　薫　猿原　孝行

（熊本県警察一般職員）　田口富美夫　山瀬　雅晴

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上四月三十日）　佐々木周孝

# 皇室事項

**行幸**

天皇陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、五月二十九日午後零時五十二分御出門、ウィーン少年合唱団公演を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行幸、同五時二十四分還幸になった。

天皇陛下は、六月一日午後二時三十五分御出門、ヴィオラスペース2025 vol. 33　第六回東京国際ヴィオラコンクール　入賞記念コンサートを御鑑賞のため、日本製鉄紀尾井ホール（千代田区）へ行幸、同五時五十四分還幸になった。

天皇陛下は、六月二日午後五時八分御出門、気象業務百五十周年記念式典に御臨席のため、パレスホテル東京（千代田区）へ行幸、同七時十六分還幸になった。

# 官庁報告

## 官庁事項

**登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　新潟県立海洋高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）学校長　中田　匠

（変更後）学校長　保坂　哲

三　変更年月日　令和七年四月一日

**登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）学校長　中田　匠

（変更後）学校長　保坂　哲

三　変更年月日　令和七年四月一日

**北海道開発局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 占用を制限する区域

区域

北海道中川郡本別町北三丁目一番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年六月五日

(七) 図面縦覧場所

北海道開発局及び同局帯広開発建設部

# 公　告

## 諸　事　項

### 金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表公示

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第３条の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エフ・ポート
２．住所　香川県高松市寿町一丁目４－３高松中央通りビル２Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山口　雅史
４．権利の実行の対象となる営業保証金の額
　5,000,000円
５．仮配当表
　⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額
　　5,000,000円
　⑵　権利の実行に係る申出等の総額
　　2,554,333円
※配当に当たっては、金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定により、公示に要した費用の負担がある。

令和７年６月５日

四国財務局長　大島　　朗

### 金融商品取引業者の営業保証金に係る権利の実行の手続きに関する意見聴取会公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第４項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エフ・ポート
２．住所　香川県高松市寿町一丁目４－３高松中央通りビル２Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山口　雅史
４．権利の実行の対象となる営業保証金の額
　5,000,000円
５．意見聴取会の期日　令和７年６月24日（火）午後２時
６．意見聴取会の場所　香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎南館１階108会議室

令和７年６月５日

四国財務局長　大島　　朗

### 待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年５月15日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月５日

関東農政局長　安東　　隆

### 登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月５日

関東経済産業局長　佐合　達矢

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 株式会社横浜銀行 |
| 本店の所在地 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号 |
| 登録番号 | 関東（個）第17号－４ |
| 営業廃止年月日 | 令和７年４月30日 |

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　七十七頁（号外第一一六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　七十八頁（号外第一一六号）

令和七年六月五日
東京都目黒区中根二丁目一二番二号
（甲）東京電気技術工業株式会社
代表取締役　田村　憲一
東京都目黒区中根二丁目一二番二号
（乙）ＴＤＧホールディングス株式会社
代表取締役　坂口　義信

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月五日
神奈川県相模原市南区松が枝町一番二五号
合同会社オフィスＷｏＷ
代表社員　吉成　聡

**組織変更公告**

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年六月五日
大分県佐伯市蒲江大字楠本浦六六八番地二
楠本浦生産森林組合
組合長　阿部源一郎

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六百五十万円減少し六百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月五日
東京都日野市高幡三二六番地
有限会社滝瀬商店
代表取締役　滝瀬　正幸

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十万円減少し五百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式六万株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月五日
三重県松阪市南町二一八番地一一
合同会社南勢電気引込工事センター
代表社員　青山電気株式会社
職務執行者　青山　竜也

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百八十二万五千円、資本準備金の額を二百八十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.uzabase.com/

令和七年六月五日
東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
株式会社ユーザベース
代表取締役　稲垣　裕介

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年六月二十三日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月五日
長野市大字大豆島五二一五番地一
株式会社ヴァルト
代表取締役　小野　治

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日
北海道帯広市西八条南七丁目一番地
三洋興熱株式会社
代表取締役　笹井　宏一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日
埼玉県さいたま市見沼区蓮沼一〇八五番九号
株式会社ハンズ
代表取締役　斉藤　竜大

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日

東京都港区海岸三丁目二二番三四号

栗林運輸株式会社

代表取締役　栗林　宏吉

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日

福井県福井市順化一丁目二一番一号

ニッセイ福井ビル

三津井証券株式会社

代表取締役　石川　浩基

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日

静岡県浜松市中央区篠原町一七九八八番地の一

浜松液化ガス株式会社

代表取締役　山下　洋一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日

岡山県新見市高尾二三五二番地の六

田原産業株式会社

代表取締役　田原　茂穂

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月五日

岡山県津山市瓜生原二〇四番地の一

全本金属興業株式会社

代表取締役　全本　親民

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である九万田祐司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月五日

鹿児島県鹿児島市錦江台一丁目一番八

デジタルエージェント株式会社

日本における代表者　九万田祐司

**取得条項付株式の一部の取得及び取得日の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の本取得条項付株式を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付株式　当社発行の本取得条項付株式のうち、令和七年六月四日までに当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も有しなくなった者二名が保有する本取得条項付株式の全部（四百十万八千株）

二、取得の日　令和七年六月二十日

令和七年六月五日

千葉県柏市柏の葉五丁目四番六号

株式会社アルガルバイオ

代表取締役社長　木村　周

**訂正公告**

令和七年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の広島県に係る解散命令公告中、名称及び主たる事務所の所在地「広島県福山市多治米町六丁目17番10号」とあるは「広島県福山市曙町二丁目６番３号」、「広島県府中市高木町103番地７」とあるは「広島県福山市東吉津町４番16号」、「広島県大竹市松ヶ原町862番地の２」とあるは「広島県廿日市市沖塩屋二丁目10番28号」、「広島県福山市西新涯町一丁目14番29号」とあるは「広島県福山市蔵王町二丁目18番22号」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月五日

広島県知事　湯﨑　英彦

**取消公告**

令和七年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の第六十三期決算公告は取消します。

令和七年六月五日

沖縄県浦添市牧港五丁目五番六号

フォーモストブルーシール株式会社

代表取締役　村上　琢磨

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五二 | | | 二政令第八十三号 | 政令第八十四号 |

（印刷誤り）

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）こども家庭庁・厚生労働省告示第三号（児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式）

（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 七一五 | 上 | 一三 | 法律施行規則に基づき | 法律施行規則の規定に基づき |

七二七ページ下段終りから二三行目から七行目までを削除する。

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）こども家庭庁・厚生労働省告示第四号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 七四五 | | | 二政令第八十三号 | 政令第八十四号 |